

総会の招集にかかる発議の決定

運営規程第17条第1, 2項、第18条、及び26条第1項に基づき、以下の通り総会を招集することとしたい

- 日時: 2025年8月6日に招集を通知し決議締め切りを20日とする
- 形式: 書面方式(メールによる開催)
- 議案書: 次ページ

第17条(開催)

1. 年次総会は、前会計年度終了から3カ月以内に開催する。ワーキングレベル会合は、会計年度の第2四半期、第3四半期、第4四半期に原則として1回開催する。**臨時総会は必要に応じて開催**する。
2. 年次総会、ワーキングレベル会合、**臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会**
が適切と認める方法で開催することができる。

第18条(招集)

1. 総会の開催は、運営委員会がこれを決定し、運営委員会委員□が招集する。2. 同委員□は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の15日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の7日前までに、それぞれ署名金融機関及び協力機関にその旨を通知するものとする。

第26条(決議事項)

運営委員会は、本宣言の活動を主導的に実行・推進・円滑化するために、本規程及び総会の決議の範囲内で、次に掲げる事項について決議することができる。

1. 総会の招集にかかる発議の決定

議案書

- (第1号決議)TOC/中期計画 別紙